

各 位

平成 19 年 4 月 26 日

東京都千代田区岩本町一丁目 6 番 3 号  
株式会社サンライズ・テクノロジー  
代表取締役社長 梶 本 誓  
(コード番号：4830)  
問い合わせ先：取締役管理本部長 本 間 昭  
(03) 5820-1351

## 子会社の特許権に対する無効審判請求の審決についてのお知らせ

当社の連結子会社株式会社ペンタくんが保有する「地図データ作成方法及びその装置」（特許第 2770097 号）の特許につき、株式会社パスコ（本社：東京都目黒区、代表取締役社長：杉本 陽一）ならびに日本コンピュータグラフィック株式会社（本社：千葉県市原市、代表取締役社長：船山 亮司）より提出された無効審判請求について、特許庁より株式会社ペンタくんの主張を認め、株式会社パスコならびに日本コンピュータグラフィックからの無効請求を却下するとの審決を受け取りましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これにより当該特許は特許庁によりその有効性を認められたこととなります。

なお、特許庁は平成 12 年 12 月 12 日にも株式会社パスコを含む 5 社の無効審判請求を却下しております。

### 記

#### 1. 審決の内容等

株式会社パスコならびに日本コンピュータグラフィック株式会社は、株式会社ペンタくんが保有する当該特許を無効とすることを求め、株式会社ペンタくんは、両社の審判請求は成り立たない旨を主張し、特許庁にて審議が行われてまいりました。

特許庁は平成 19 年 4 月 17 日付にて、株式会社パスコならびに日本コンピュータグラフィック株式会社両社の主張および証拠方法によっては、本件請求に係る発明の特許を無効とすることはできないとの審決を行いました。

#### 2. 今後の見通し

今回の審決は、株式会社ペンタくんの主張が認められ、改めて特許庁により当該特許権の有効性が認められたものであります。

株式会社ペンタくんでは、今回特許庁において認められた、当該特許は有効であるとの認識に基づき、平成 19 年 4 月 17 日付開示「子会社の特許権訴訟の判決に対する控訴についてのお知らせ」にてお知らせいたしました、知的財産高等裁判所における控訴審においても当該特許の有効性を強く主張してまいります。

以 上